

社会福祉法人平針福社会 令和3年度事業計画

令和2（2020）年年初から世界中で感染が始まった「新型コロナウイルス感染症」は、令和2年3月にはWHO（世界保健機構）がパンデミックを宣言するほど地球規模で大流行し、尊い人命が失われました。

1年が経過した現在でも、私たちの日常生活に多くの負の影響を与えており、引続き感染防止対策の徹底が求められています。

本会の事業運営面では、年間を通じて「新型コロナウイルス感染症」対策に重点を置かざるを得なかった結果、令和2年度事業計画で打ち出した取組の多くを繰り越すこととなりました。

さて、今年度は障害福祉サービス等報酬の改定年にあたります。今回の報酬改定は、全体では0.56%のプラス改定となりましたが、プラス分は強度行動障害など重度障害者対応の強化、地域移行や地域生活を進めるための支援、医療的ケアの充実等に配分され、入所施設・グループホームは現状維持、生活介護施設はマイナス改定となりました。

今回の国の報酬改定と各事業所の厳しい経営環境を踏まえた事業の見直しが避けられない状況になるものと思料されます。

また、法人の取り組むべき課題として、コンプライアンスとガバナンスの強化が求められていますが、引き続き人権意識の向上とコンプライアンス意識の醸成のための研修等の強化に努め、人材育成に万全を期すこととします。

以上の認識のもと、以下の課題に重点的に取り組みます。

- 1 「新型コロナウイルス感染症」感染対策
国や所官庁の方針に基づき、対応します。
 - ① 「陰圧装置」の設置等感染予防のためのハード環境整備
 - ② 検温・除菌・三密回避等ソフト対策の継続

- ③ PCR検査等検査の受検、ワクチン接種
- ④ 「事業継続計画」の周知徹底（研修、訓練の実施）

2 障害福祉サービスの充実

常に法人の経営理念を再確認しつつ、サービスの充実に努めます。

- (1) 強度行動障害など重度障害者の受入れ体制の整備
全事業所において、今後重度障害者へのサービス提供を充実させるための職場内議論と計画作りに取り組みます。
- (2) 相談支援の質の向上に向けた体制強化
- (3) 就業支援B型事業所（みーる平針）運営のてこ入れ
- (4) 経営の健全化に向けた日常的取組の実施
 - ア 定員の充足、利用率のアップ
 - イ 増収策の活用と迅速かつ的確な事務処理の実現
 - ウ 赤字傾向にある事業の見直し
 - エ 利用者ニーズの把握と改善
- (5) 感染症、災害への対応力の強化
 - ア 感染症と自然災害対策両面からの事業継続計画の策定
 - イ 地域と連携した災害訓練の実施
- (6) 障害者の権利擁護
 - ア 障害者虐待防止委員会の設置と研修の実施（平成3年度努力義務、4年度義務化）
 - イ 身体的拘束等の指針の整備

3 コンプライアンス・ガバナンスの強化

- (1) 制度や関係法令改正に伴う規則等の新規策定・改正・廃止等
 - ア 「同一労働同一賃金」実現のための給与制度等の改正
 - イ 「働き方改革」関連制度・法改正への対応
 - ウ 全員一律同額昇給の見直しなど給与体系の改革
 - エ パワハラ委員会の設置、職員研修の実施等を通じ、人権意識を高め、あらゆるハラスメント・虐待を「しない、させない、許さない」職場風土を確立
- (2) 取組体制の強化
 - ア 社会福祉法人を取り巻く喫緊の課題を確実に解決するため、予算・経理・庶務・研修等法人として横断的統一的

かつ効率的に処理する事務体制を、複数年度かけて構築します。

- ① 令和3年度は準備期間と位置づけ、人員体制・取扱業務・各事業所との連携方法等の検討を進めます。
- ② ①と併せ、経理事務等の集中処理方式を新たに立ち上げるため、みーる平針の経理事務等の一定部分を本部事務局において試行処理します。
- ③ そのため、本部事務局に専任職員を1名配置します。

イ 職員参加

- ① 理事長・常務理事及び各事業所管理者等で構成する「法人運営会議」の下に課題別検討会（仮称）を設け、法人運営に職員の考えを反映させます。

4 グループホームの整備

法人本部が司令塔となり、引き続き情報収集、保護者会等への情報提供を継続し、整備の実現を目指します。